

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公開番号】特開2015-166342(P2015-166342A)

【公開日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-059

【出願番号】特願2015-27127(P2015-27127)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4184	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4184	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	9/04	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	47/26	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/12	

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月18日(2017.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

錠剤の全重量に対して、40.0～60.0重量%のイルベサルタン及び、30.0～50.0重量%の希釈剤を含み、二酸化ケイ素、三ケイ酸マグネシウム、タルクから選ばれる抗付着剤を含まない混合末を圧縮成形することによって製造される錠剤(薬物としてイルベサルタンのみを含むものに限る。)。

【請求項2】

希釈剤が乳糖水和物、結晶セルロース、無水乳糖、およびマンニトールから選ばれる2種以上である、請求項1に記載の錠剤。

【請求項3】

希釈剤が乳糖水和物と結晶セルロースの混合物である、請求項 1 に記載の錠剤。

【請求項 4】

崩壊剤を含み、崩壊剤がクロスカルメロースナトリウム、クロスポビドン、低置換度ヒドロキシプロピルセルロースから選ばれ、結合剤を含み、結合剤がヒプロメロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ポビドン、糊化デンプンから選ばれ、滑沢剤を含み、滑沢剤がステアリン酸マグネシウム、ステアリン酸カルシウム、ステアリルフルマル酸ナトリウムから選ばれる、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の錠剤。

【請求項 5】

結合剤がヒプロメロースである、請求項 4 に記載の錠剤。

【請求項 6】

イルベサルタンと希釈剤、崩壊剤、結合剤を含む、湿式造粒によって製造された顆粒を含有する、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の錠剤。

【請求項 7】

錠剤の全重量に対して、1.0 ~ 10.0 重量% の崩壊剤、1.0 ~ 5.0 重量% の結合剤、0.2 ~ 5.0 重量% の滑沢剤を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の錠剤。

【請求項 8】

錠剤の重量が 300 ~ 450 mg である、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の錠剤。

【請求項 9】

イルベサルタン、希釈剤及び崩壊剤を混合し、これに結合剤を溶解した液を加えて湿式造粒によって顆粒を製造し、これを崩壊剤と滑沢剤と共に混合した後に圧縮成形する、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の錠剤を製造する方法。